○農林水産省告示第九百六十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関し、次のように告示する。

平成二十一年七月二十一日　　農林水産大臣　石破　茂

一　防除を行う区域　別表に掲げる地域（以下「防除区域」という。）

二　防除を行う期間　平成二十一年八月二十日から平成二十五年十二月三十一日まで

三　有害動物の種類　イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシ（以下「イモゾウムシ等」という。）

四　防除の内容

1　植物防疫官は、イモゾウムシ等が付着し、若しくは付着しているおそれがある植物若しくは容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれらを所有し、若しくは管理する者に対し、植物防疫官の指示に従い、これらを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。

2　防除区域内に存在するさつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び塊根等の地下部並びにその容器包装並びにイモゾウムシ等が付着し、又は付着しているおそれがあるとして植物防疫官が指定した植物又は容器包装は、防除区域以外の地域へ移動することを禁止する。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

別表

鹿児島県指宿市（市道魚見岳線の終点を起点として県道下里湊宮ヶ浜線と市道潟山尾掛線との交点を通る直線、市道魚見岳線、市道魚見校尾掛線、市道吹越二十三号線、農業用道路吹越二十二号線、農業用道路吹越二十三号線、農業用道路吹越二十二号線、市道吹越道下線、市道吹越道下線の終点と市道二反田川筋線の始点を結ぶ直線、市道二反田川筋線（国道二百二十六号線との交点から市道道下永嶺線との交点までの区間に限る。）、市道道下永嶺線、市道道下線、市道道下中通り線、市道二反田川嶺線との交点までの区間に限る。）、市道宮久保線、市道二反田川筋線（市道宮久保線との交点から市道松ヶ窪線との交点までの区間に限る。）、市道松ヶ窪線、市道丈六温湯線、柳田川、九州旅客鉄道指宿枕崎線（柳田川との交点から逆瀬川との交点までの区間に限る。）及び逆瀬川に囲まれた地域に限る。）

○国土交通省告示第七百七十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月二十一日　　国土交通大臣　金子　一義

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「協定規則第44号第４改訂版」を「協定規則第44号第４改訂版補足第４改訂版」に改める。

第二十八条第一項第三号を第五号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

三　座席の向きは、次に掲げるものとする。

イ　前向きに備える座席とは、車両中心面に平行な鉛直面と座席中心線との角度が左右10度以内となるよう車両の前方に向いているもの。

ロ　後向きに備える座席とは、車両中心面に平行な鉛直面と座席中心線との角度が左右10度以内となるよう車両の後方に向いているもの。

ハ　横向きに備える座席とは、上記イ及びロ以外のもの。

四　自動車（乗車定員10人以上の自動車、車両総重量3.5トンを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車及びキャンピング車は除く。）に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。

第二十八条第六項中「（同規則第７改訂補足第３改訂版の規則5. 及び6. （5. 3. から5. 7. まで、5. 10. から5. 13. まで、6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までの規定を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。」を「（同規則第８改訂版の規則5. 及び6. （5. 4. から5. 8. まで、5. 11. から5. 14. まで、6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までの規定を除き、かつ、貨物の運送の用に供する自動車にあっては、5. 16. の規定を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。」に改め、「及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の座席」の下に「（運転者席を除く。）」を加え、「（同規則第７改訂補足第３改訂版の規則5. 1. 及び6. の規定に限る。）」を「（同規則第８改訂版の規則5. 2. 及び6. の規定に限る。）」に改める。

第三十条第一項中「協定規則第16号第５改訂版補足改訂版」を「協定規則第16号第６改訂版」に改め、同条第二項中「同規則第６改訂補足第４改訂版」を「同規則第７改訂版」に改め、同条第三項及び四項中「同規則第５改訂版補足改訂版」を「同規則第６改訂版」に改める。

第三十五条第一項第一号中「同規則第３改訂版」を「同規則第３改訂版補足改訂版」に改める。

第四十二条第二項中「、被牽引自動車」を削り、「別添50「前照灯の技術基準」」を「協定規則第98号補足第11改訂版5. 、6. 及び7. の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第112号補足第10改訂版5. 、6. 、7. 及び8. の技術的な要件」に改め、「ただし」の下に「、前段の自動車であって」を加え、「に適用する基準は、別添51「前照灯の装置型式指定基準」に定める基準とする」を「以外の場合にあっては、協定規則第98号補足第11改訂版5. 8. （5. 8. 3. 及び5. 8. 4. を除く。）及び協定規則第112号補足第10改訂版5. 3. （5. 3. 1. 1. 及び5. 3. 1. 2. を除く。）は適用しないこととし、協定規則第98号補足第11改訂版5. 8. 4. 及び協定規則第112号補足第10改訂版5. 3. 1. 2. の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、協定規則第98号補足第11改訂版6. 及び協定規則第112号補足第10改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号補足第11改訂版9. 3. 及び協定規則第112号補足第10改訂版10. 2. の規定に適合すればよいものとする」に改め、同条第四項中「協定規則第48号第４改訂版補足改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」に改め、同条第六項中「、被牽引自動車」を削り、「別添50「前照灯の技術基準」」を「協定規則第98号補足第11改訂版5. 、6. 及び7. の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第112号補足第10改訂版5. 、6. 、7. 及び8. の技術的な要件」に改め、「ただし」の下に「、前段の自動車であって」を加え、「に適用する基準は、別添51「前照灯の装置型式指定基準」に定める基準とする」を「以外の場合にあっては、協定規則第98号補足第11改訂版5. 4. 及び5. 8. （5. 8. 3. 及び5. 8. 4. を除く。）並びに協定規則第112号補足第10改訂版5. 3. （5. 3. 1. 1. 及び5. 3. 1. 2. を除く。）及び5. 8. は適用しないこととし、協定規則第98号補足第11改訂版5. 8. 4. 及び協定規則第112号補足第10改訂版5. 3. 1. 2. の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、協定規則第98号補足第11改訂版6. の規定及び協定規則第112号補足第10改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号補足第11改訂版9. 3. の規定及び協定規則第112号補足第10改訂版10. 2. の規定に適合すればよいものとする」に改め、同条第七項、第九項及び第十項中「協定規則第48号第４改訂版補足改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」に改める。

第四十三条第二項及び第三項、第四十四条第二項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第二項及び第四項、第四十九条第二項、第五十条第二項、第五十一条第二項、第五十二条第三項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十五条の二第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項、第五十八条第二項、第五十九条第三項、第六十一条第二項並びに第六十一条の二第二項中「協定規則第48号第４改訂版補足改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」に改める。

第百六条第一項第三号を第五号とし、第四号を第六号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　座席の向きは、次に掲げるものとする。

イ　前向きに備える座席とは、車両中心面に平行な鉛直面と座席中心線との角度が左右10度以内となるよう車両の前方に向いているもの。

ロ　後向きに備える座席とは、車両中心面に平行な鉛直面と座席中心線との角度が左右10度以内となるよう車両の後方に向いているもの。

ハ　横向きに備える座席とは、上記イ及びロ以外のもの。